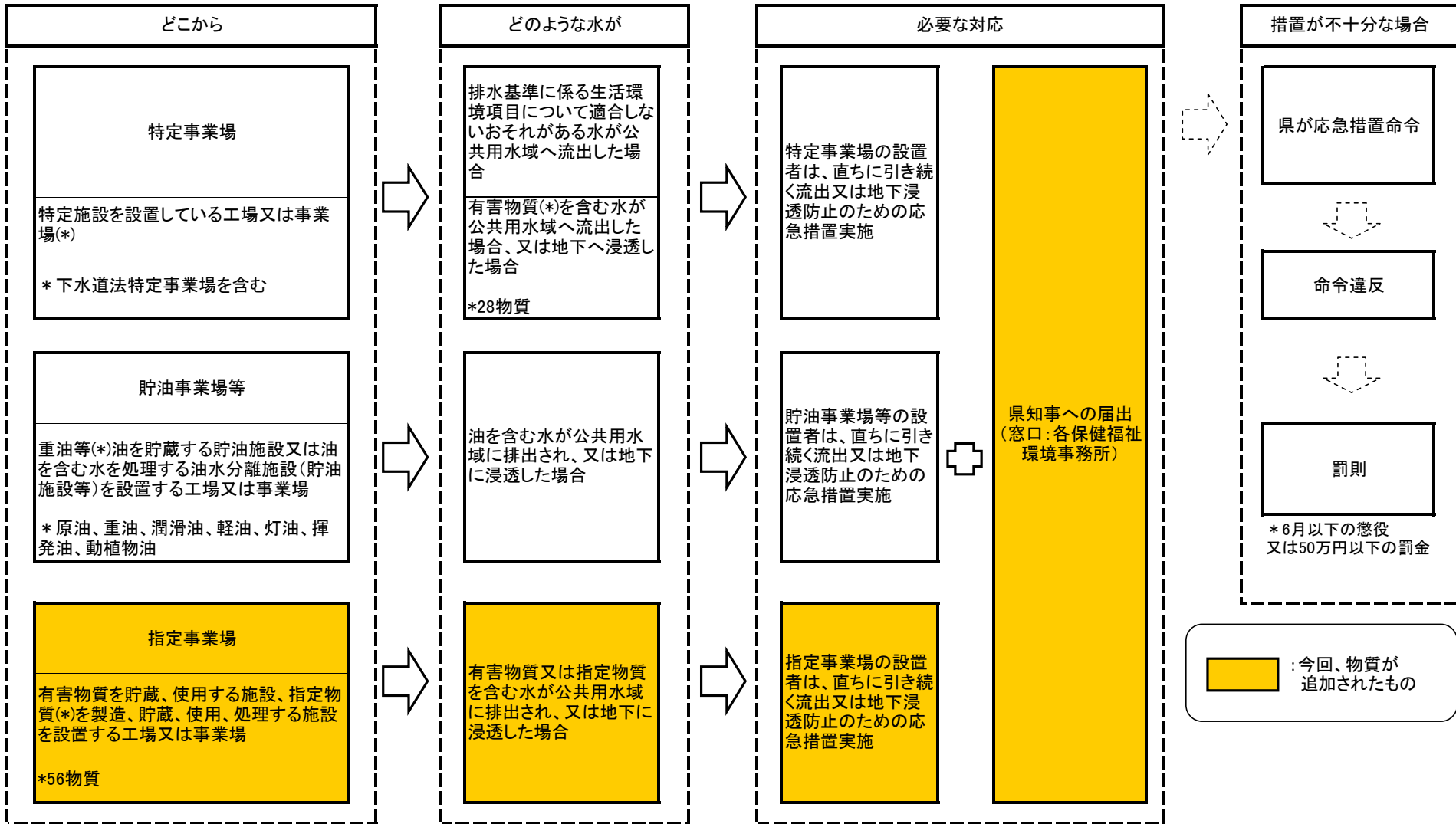


事故時の措置の範囲の拡大について(水質汚濁防止法第14条の2関係)

工場・事業場において施設の破損等の事故により有害物質等を含む水が排出され、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに応急措置を講じ環境汚染の拡大防止を図るとともに、速やかに都道府県知事に事故の状況等を届け出なければなりません。



※特定施設、指定施設、貯油施設等の各施設はそれぞれ重複することがあります。

事故時の措置の対象物質等

工場・事業場において施設の破損等の事故により下記の物質等を含む水が排出され、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに緊急措置を講じ環境汚染の拡大防止を図るとともに、速やかに都道府県知事に事故の状況等を届け出てください。(水質汚濁防止法第14条の2)

有害物質 (法第14条の2第1項)		指定物質 (法第14条の2第2項)			
番号	物質名	番号	物質名	番号	物質名
1	カドミウム及びその化合物	1	ホルムアルデヒド	29	p-ジクロロベンゼン
2	シアン化合物	2	ヒドラジン	30	フェノゾカルブ (BPMC)
3	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトリン及びE.P.Nに限る。)	3	ヒドロキシルアミン	31	プロピザミド
4	鉛及びその化合物	4	過酸化水素	32	クロロタロニル (TPN)
5	六価クロム化合物	5	塩化水素	33	フェニトロチオン (MEP)
6	砒素及びその化合物	6	水酸化ナトリウム	34	イプロベンホス (IBP)
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	7	アクリロニトリル	35	イソプロチオラソ
8	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	8	水酸化カリウム	36	ダイアジソソ
9	トリクロロエチレン	9	アクリルアミド	37	イソキサチオン
10	テトラクロロエチレン	10	アクリル酸	38	クロロニトロフェン (CNP)
11	ジクロロメタン	11	次亜塩素酸ナトリウム	39	クロルピリホス
12	四塩化炭素	12	二硫化炭素	40	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
13	1,2-ジクロロエタン	13	酢酸エチル	41	アラニカルブ
14	1,1-ジクロロエチレン	14	メチル-t-ブチルエーテル	42	クロルゲン
15	1,2-ジクロロエチレン	15	硫酸	43	臭素
16	1,1,1-トリクロロエタン	16	ホスゲン	44	アルミニウム及びその化合物
17	1,1,2-トリクロロエタン	17	1,2-ジクロロプロペン	45	ニツケル及びその化合物
18	1,3-ジクロロプロペン	18	クロルスルホン酸	46	モリブデン及びその化合物
19	チオラム	19	塩化チオニル	47	アンチモン及びその化合物
20	シラジン	20	クロロホルム	48	塩素酸及びその塩
21	チオベンカルブ	21	硫酸ジメチル	49	臭素酸及びその塩
22	ベンゼン	22	クロルピクリン	50	クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。)
23	セレン及びその化合物	23	ジクロロボス (DDVP)	51	マンガン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物	24	オキシデゾロホス (ESP)	52	鉄及びその化合物
25	ふっ素及びその化合物	25	トルエン	53	銅及びその化合物
26	アソモニア、アソモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	26	エピクロロヒドリン	54	亜鉛及びその化合物
27	塩化ビニルモノマー	27	スチレン	55	フェノール類及びその塩類
28	1,4-ジオキサソ	28	キシレン	56	ヘキサメチレンテトラミン
油 (法第14条の2第3項)		原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油			